

議案第9号 令和7年度事業計画案承認の件

基本方針

所有者不明土地に関する民法・不動産登記法改正の1つである所有者不明土地・建物管理制度や、相続登記の申請義務化を含む改正不動産登記法が施行されて1、2年が経過し、社会的に相続に関する関心が高まる中、相続人調査を行っている各官公署の担当部署より、自分たちが作成した相続関係説明図や法定相続人・法定相続分の計算等が間違っていないか確認してほしいという声が増えてきている。

その一方で、当協会が受託した相続人調査業務の件数は、まだまだ少ないと言わざるを得ない。これは、公嘱協会に嘱託登記を伴わない相続人調査業務の受託をすることが認められていないこともあるが、協会として相続人調査の依頼を受託した際に迅速に対応できる体制の構築が、十分にできていないこともその一因である。

令和7年度は、これまで当協会が受託した相続人調査の対応を検討、分析し、社員の方々が躊躇なく相続人調査業務に取り組める体制を構築することにより、相続人調査業務の受託増加に繋げていく。

また、令和7年度も引き続き継続して行われる長期相続登記等未了土地解消作業については、これまでの受託による本作業に必要なノウハウの蓄積、従事した多くの社員の存在を生かしながら、社会的意義が高い本事業に対し、引き続き使命感をもって取り組んでいく。

受託推進活動については、令和7年度静岡県単価表に相続人調査の項目を追加してもらったことを生かし、相続人調査業務を含めた基本契約への切り替えや、新規受託先との契約締結を行うことで、嘱託登記や相続人調査業務をはじめとする官公署からの依頼の増加に繋げていく。

広報活動については、令和7年度は、令和6年度に引き続き、本会をはじめとする関連団体、土地家屋調査士協会との連携、協力を図りながら、研修会の企画等を検討し、積極的な周知、広報活動を行っていく。また、対内的には本会が行う研修枠を使った研修会の開催をすることで、官公署側の期待に応え得る知識の習得を図っていく。

「令和7年度司法書士法改正特別要望」の一つとして日司連で検討されている司法書士法改正に伴う公嘱協会の権限拡大については、日司連、日本司法書士政治連盟をはじめとする各関連団体との情報共有を行うなど、司法書士法改正による業務権限の拡大に向け、積極的に取り組んでいくとともに、「官公署等」の「等」にあたる団体（官庁又は公署以外の「その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者」）から一般私人への共同申請登記手続など、現在法務省令や解釈により公嘱協会での受託が認められていない業務を公嘱協会が受託できるようにするための活動を行っていく。

官公署の公嘱協会に対する依頼は、嘱託登記のみならず相続人調査業務や裁判所提出書類作成業務といった業務も併せて受託してほしいという形に変化してきている。このような状況を踏まえ、令和7年度も引き続き、社員各位のご協力をお願い申し上げる。

第1 基本契約締結先の拡大

受託関係のない官公署や、ここ数年で随意契約を締結した官公署に対し、令和6年度に引き続き、相続人調査業務を足掛かりとし、基本契約の締結を積極的に推進することで、官公署との継続した関係構築、受託拡大につなげる。

第2 契約単価項目の変更推進

令和6年度に引き続き、基本契約を締結いただいている官公署に対して、相続人調査項目を含めた契約に切り替えていただくことを推進し、相続人調査業務の受託拡大と、これによる官公署とのさらなる信頼関係構築を目指す。

第3 業務範囲拡大への検討

公嘱協会としての権利能力（司法書士業務について当協会の受託の可否）について調査、研究を行うとともに、現在公嘱協会直接受託出来ない財産管理人選任申立書類作成等、司法書士法改正を含む業務範囲拡大に向け、関係各所への働き掛けを検討する。

第4 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

令和6年度に引き続き、使命感をもって本作業に取り組む。

・令和7年度の入札対応

応札を前提として、令和6年度までの反省点、改善点を検証した上で、令和7年度の本作業入札、応札、落札後の円滑な作業開始に備える。

第5 土地家屋調査士協会との共催で行う研修会等の検討

例年、土地家屋調査士協会との共催で行ってきた「用地買収問題シリーズ研修会」の開催の継続を含め、民法・不動産登記法改正の解説等官公署職員が求めているテーマ、講義内容を検討し、官公署職員にとって有意義な研修を行うことで、両協会の必要性を感じてもらい、新規受託につながる研修会の開催を検討する。

第6 内部向け研修会

会員向け研修会の実施（本会での研修枠を活用予定）

令和6年度と同様に、本会からの要請に応じる形で、または、本会と共催の形式で、当協会の企画による研修会を開催する。

第7 入札対応

- ・ 県内案件については、これまでの情報をもとに落札価格を検討し、入札に向けて対応する。
- ・ 入札情報の入手と応札手続きを適正かつ迅速に行う体制の整備
- ・ 県内契約情報の適時更新

第8 事務局対応

- ・ パート職員（長期相続登記等未了土地解消作業で雇用）の人事対応
- ・ 公嘱管理システムの活用による事務の効率化を目指したカスタマイズの実施
- ・ 事務局、職員の負担軽減のための検討、解決
- ・ インボイス制度への対応

第9 事件配分の適正管理

- ・ 配分委員による配分運営の管理
- ・ 浜松地区の配分委員との情報交換を行うシステムの構築とマニュアル作成
- ・ 新たに制定する役員等報酬規則に基づく配分委員に対する報酬の支給

第10 広報活動

① 対外広報

- ・ ホームページを活用した情報公開

② 対内広報

- ・ 本会通信へ毎月寄稿（公嘱だより）